

## はじめに

昭和 56 年の国際障害者年を契機に、国の内外で障がい者福祉のあるべき姿が、徹底的に議論され、社会全体としてあまり顧みられることの少なかった障がい者の社会における完全参加と平等をスローガンに、様々な取り組みが始まりました。

これにより障がいに対する考え方も、その範囲が拡大され、個人の機能障がいに対するケアという考え方に加え、生活面での障がいとして社会を見つめ直すという質的な変容が見られるようになってきました。

今や、障がい者福祉は、「ノーマライゼーション」ということばに象徴されるように、障がい者を社会に適応させるのではなく、障がい者も高齢者もハンディを持った人すべてが適応できるような社会を作ることや、障がい者が地域で安心して生活でき、社会に参加し、平等に自立し、自己決定を行うことができる社会の実現が求められています。

しかしながら、完全参加と平等を実現していくためには、まだまだ解決していかなければならない課題が多くあります。これらの課題に対応するためには、障がい者福祉に関する社会での意識の共有化を図り、社会全体で取り組むことが必要となります。

さて、わが国の社会保障制度はめまぐるしい変革のただ中におかれています。これは、障がい者福祉の領域においても例外ではなく、平成 18 年 4 月に施行されました障害者自立支援法では、身体・知的・精神とそれぞれ別の制度体系で実施されてきた支援を統合して展開していくこと、働きたいと願う障がい者がもっと働けるように就労支援を強化していくこと、現在施設や病院に入所・入院中の障がい者の地域生活移行を推進していくことなど、従来の障がい者支援の仕組みを抜本的に改革する内容になっています。

このような状況の中で、本市におきましても、平成 17 年 2 月に市町村合併が行われたこともあり、障がい者に対する福祉施策を総合的に推進していくための新たな指針を策定する必要が生じてまいりました。今後は、この「障がい者計画」・「障がい福祉計画」をベースに中長期的な視点に立ち、制度上の解決を図るとともに、障がい者が安心して生活していけるような環境整備を一層推進したいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、本計画策定にあたり、貴重なご意見と、ご指導をいただきました関市障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ関係機関や団体の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成 19 年 3 月

関市長

後藤 昭夫